(5)　会議は、総会の定めるところにより、総会の議事録を作成し、速やかに、公表しなければならないこととした。（第一五条関係）

(四)　役員及び役員会

(1)　会長は、会議を代表し、及び議長の職務を行うほか、総会の定めるところに従い、会議の経営に関する事務を総理することとした。また、会長は、定期的に、会議の経営の状況について、総会に報告しなければならないこととした。（第一六条関係）

(2)　副会長は、会長の定めるところにより、会長を補佐して総会の会務及び会議の経営に関する事務を掌理すること等とした。（第一七条関係）

(3)　役員会は、役員会の議を経なければならないとされている事項及び会長の職務に関し役員会が特に必要と認める重要事項を審議することとした。また、役員会は、会長及び副会長並びに役員以外の会員のうちから会長が指名する者をもって組織することとした。（第一八条関係）

(4)　監事の職務等に関し所要の規定を設けることとした。（第一九条関係）

(5)　監事は、役員（監事を除く。）、役員以外の会員又は職員について、不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれのある事実があると認めるとき、又はこの法律若しくは他の法令に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を次のイからハまでに掲げる場合の区分に応じ当該イからハまでに定める者に報告しなければならないこととした。（第二〇条第一項関係）

イ　当該事実が役員（監事を除く。）に係るものである場合　会長、総会及び内閣総理大臣

ロ　当該事実が役員以外の会員に係るものである場合　会長、会員候補者選定委員会及び内閣総理大臣

ハ　当該事実が職員に係るものである場合　会長及び内閣総理大臣

(6)　会長は、(5)の規定による報告を受けたときは、遅滞なく必要な措置を講ずるとともに、当該措置の内容を次のイからハまでに掲げる場合の区分に応じ当該イからハまでに定める者に報告しなければならないこととした。（第二〇条第二項関係）

イ　当該措置が役員（監事を除く。）に係るものである場合　監事、総会及び内閣総理大臣

ロ　当該措置が役員以外の会員に係るものである場合　監事、会員候補者選定委員会及び内閣総理大臣

ハ　当該措置が職員に係るものである場合　監事及び内閣総理大臣

(7)　会員候補者選定委員会は、(5)（ロに係る部分に限る。）又は(6)（ロに係る部分に限る。）の規定による報告を受けたときは、当該報告に係る会員に対し、当該報告に係る事案について報告を求めることができることとした。（第二〇条第三項関係）

(8)　会長は、特に優れた研究又は業績があり、人格が高潔で、かつ、会議の業務を適切かつ効果的に運営することができる能力を有する会員のうちから、総会が、その決議により選任することとした。また、会議は、会長が選任されたときは、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出るとともに、会長の選任の理由その他内閣府令で定める事項を公表しなければならないこと等とした。（第二一条関係）

(9)　副会長の員数は、三人以内とし、会員のうちから、総会の同意を得て、会長が任命すること等とした。（第二二条関係）

(10)　監事の員数は、二人とし、会員以外の者から、内閣総理大臣が任命すること等とした。（第二三条関係）

(11)　会長及び副会長は、会員の地位を失ったとき（会員の任期が満了したときを除く。）は、それぞれその職を失うものとすることとした。また、内閣総理大臣、総会又は会長は、それぞれその任命又は選任に係る役員が心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認められるとき又は職務上の義務違反があるときのいずれかに該当するとき、その他役員たるに適しないと認めるときは、その役員を解任することができること等とした。（第二四条関係）

(五)　会員候補者選定委員会、選定助言委員会及び運営助言委員会

(1)　会員候補者選定委員会は、次に掲げる職務を行うこととした。（第二五条第一項関係）

イ　(六)の(3)の規定による会員の候補者の選定

ロ　(六)の(4)に規定する選定方針（(3)及び(4)において「選定方針」という。）の案の作成

ハ　(六)の(5)の規定による会員の解任の求め

ニ　イからハまでに掲げるもののほか、会員の選任及び解任に関する事務のうち、日本学術会議規則で定めるところにより会員候補者選定委員会が行うこととされているもの

(2)　会員候補者選定委員会は、会員候補者選定委員一〇人以上二〇人以内をもって組織し、会員候補者選定委員は、会員のうちから、総会が選任すること等とした。（第二五条第二項～第四項関係）

(3)　会員の候補者の研究又は業績に関する審査を行うため、会員候補者選定委員会に、選定方針で定める研究分野ごとに、分野別業績審査委員会を置くこと等とした。（第二五条第五項及び第六項関係）

(4)　選定助言委員会は、次に掲げる職務を行うこととした。（第二六条第一項関係）

イ　選定方針の案の作成に関し、会員候補者選定委員会に対し、意見を述べること。

ロ　イに掲げるもののほか、会員の候補者の選定に関し、会員候補者選定委員会の諮問に応じて意見を述べること。

(5)　選定助言委員会は、選定助言委員五人以上七人以内をもって組織し、選定助言委員は、優れた研究又は業績を有する科学者（会員その他内閣府令で定める者を除く。）であって、学術に関する研究の動向及びこれを取り巻く内外の社会経済情勢又は産業若しくは国民生活における学術に関する研究成果の活用の状況に関し広い経験と高い識見を有するもののうちから、総会が選任すること等とした。（第二六条第二項～第五項関係）

(6)　運営助言委員会は、次に掲げる職務を行うこととした。（第二七条第一項関係）

イ　(六)に規定する議案のうち、運営助言委員会の意見を聴かなければならない議案の作成に関し、会長に対し、意見を述べること。

ロ　イに掲げるもののほか、会長の職務に関し、会長の諮問に応じて意見を述べること。

(7)　運営助言委員会は、運営助言委員一〇人以上一五人以内をもって組織し、運営助言委員は、会員その他内閣府令で定める者以外の者であって、学術に関する研究の動向及びこれを取り巻く内外の社会経済情勢、産業若しくは国民生活における学術に関する研究成果の活用の状況又は組織の経営に関し広い経験と高い識見を有するもののうちから、会長が任命すること等とした。（第二七条第二項～第五項関係）

(六)　会員の選任及び解任

(1)　会員の選任は、三年ごとに、その員数の半数について行い、総会は、会員が欠けたときは、その補欠の会員を選任することができることとした。（第二八条関係）

(2)　会員の選任は、会員候補者選定委員会が選定した会員の候補者のうちから、総会の決議により行い、会議は、選任された会員の研究又は業績の内容及び選任した理由の公表その他の措置を講ずることにより、会員の選任の過程を国民に明らかにするよう努めなければならないこととした。（第二九条関係）